省　令

○総務省令第五十八号

民事訴訟法等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十八号）の施行に伴い、郵便法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年四月二日

総務大臣　林　芳正

郵便法施行規則の一部を改正する省令

郵便法施行規則（平成十五年総務省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特別送達の取扱いに係る認証の方法） **第十六条**　法第五十八条第二号の認証は、次に掲げるところにより行うものとする。 一　特別送達の取扱いをする郵便物を送達した者が作成した民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百条第一項の書面（以下この条及び次条において「送達報告書」という。）により、当該郵便物が民事訴訟法第百三条から第百六条までに掲げる方法により適正に送達されたこと及びその送達に関する事項が送達報告書に適正に記載されていることを確認すること。 二　［略］ ［2　略］	（特別送達の取扱いに係る認証の方法） **第十六条**　［同上］ 一　特別送達の取扱いをする郵便物を送達した者が作成した民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第百九条の書面（以下この条及び次条において「送達報告書」という。）により、当該郵便物が民事訴訟法第百三条から第百六条までに掲げる方法により適正に送達されたこと及びその送達に関する事項が送達報告書に適正に記載されていることを確認すること。 二　［同上］ ［2　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この省令は、民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行の日（令和八年五月二十一日）から施行する。

その他告示

○国家公安委員会告示第十三号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の三第三項において準用する同規則第三十九条の二第五項の規定により令和八年三月十一日付けをもって次のとおり駆動補助機付自転車の型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき告示する。

令和八年四月二日

国家公安委員会委員長　赤間　二郎

型式認定番号	駆動補助機付自転車の名称及び型式	認定を受けた者の氏名及び住所
交　N26―26	電動アシスト自転車 ＢＭ―ＧＬ203Ｃ	株式会社ネクストゲーション 東京都八王子市万町10番地１
交　N26―27	電動アシスト自転車　90E A―90E	Ｘｉａｍｅｎ　Ｄｉａｎｙｕｅ　Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｙ　Ｃｏ．，Ｌｔｄ Ｒｏｏｍ　601，Ｎｏ．32―５　Ｘｉｎｙｕａｎ　Ｒｏａｄ，Ｊｉｍｅｉ　Ｄｉｓｔｒｉｃｔ，Ｘｉａｍｅｎ　Ｃｉｔｙ
交　N26―28	電動アシスト自転車 Ｓ―01Ｂ―ＩＳ	長谷川工業株式会社 大阪府大阪市西区江戸堀２―１―１ 江戸堀センタービル14Ｆ
交　N26―29	１ＦＺＣ632 １ＦＺＣ632	パナソニック　サイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13―13
交　N26―30	ＲＬ32Ｓ ＲＬ32Ｓ	パナソニック　サイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13―13
交　N26―31	ＲＬ32Ｍ ＲＬ32Ｍ	パナソニック　サイクルテック株式会社 大阪府柏原市片山町13―13
交　N26―32	ブリヂストンアシスタ Ｂ81	ブリヂストンサイクル株式会社 埼玉県上尾市中妻３丁目１番地の１
交　N26―33	ブリヂストンアシスタ Ｂ83	ブリヂストンサイクル株式会社 埼玉県上尾市中妻３丁目１番地の１
交　N26―34	電動アシスト自転車 ＴＯ206	21テクノロジー株式会社 福岡県福岡市博多区千代３―３―13
交　N26―35	ＦＥＳＧＬＩＤＥ ＴＢ―26―012	ホダカ株式会社 埼玉県越谷市流通団地１―１―９
交　N26―36	電動アシスト自転車 ＣＳ600	長谷川工業株式会社 大阪府大阪市西区江戸堀２―１―１ 江戸堀センタービル14Ｆ

○国家公安委員会告示第十四号

道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十九条の七第三項において準用する同規則第三十九条の二第五項の規定により令和八年三月十一日付けをもって次のとおり普通自転車の型式認定番号を指定したので、原動機を用いる歩行補助車等の型式認定の手続等に関する規則（平成四年国家公安委員会規則第十九号）第十条の規定に基づき告示する。

令和八年四月二日

国家公安委員会委員長　赤間　二郎